

# 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の方や家族が地域で安心して暮らし続ける環境の整備を図るため、外出中に道に迷うおそれのある認知症の方とその家族等に対する個人賠償責任保険の加入を支援する事業です。

## 事業概要

認知症の方が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に町が保険契約者として加入するものです。

例えば、このような場合に賠償保険が適用されます。

- 線路内に立ち入って電車を止めてしまい、鉄道会社から振替輸送費用等の損害賠償を請求された。
- 日常生活における事故で他人の身体を傷つけてしまった、もしくは他人のものを壊してしまい、被害者から損害賠償を請求された。

## 保険に加入できる方

保険に加入するには、次の1～3のすべての条件を満たす必要があります。

- 1 箕輪町内に住所を有する方
- 2 箕輪町認知症高齢者見守り事業（すまいるサポート事業）あんしん見守りサービスに登録されている方または加入に際し登録される方
- 3 要介護認定における主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクⅡ以上の方（申請後、町が確認します。）

## 保険期間

町が保険加入を認めた日から1年間

## 費用

年額 1,000 円（保険期間の途中で脱退しても返金いたしません）

## 申込方法

箕輪町役場福祉課へ「認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書」を提出してください。加入条件等を審査した後、保険の適用開始日などを記載した通知書を送付します。

また、あんしん見守りサービス未加入の方は、あわせて申込みをしてください。

様式は、町ホームページに掲載されています。

箕輪町トップページ > 健康・福祉 > 介護保険・高齢者福祉 > 認知症

## **補償内容**

被保険者本人やそのご家族等が日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したり、線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等により法律上の賠償責任を負う場合に、一事故につき最大5億円の補償を受けることができます。

## **問い合わせ先**

箕輪町役場福祉課高齢者福祉係（箕輪町地域包括支援センター）

電話：0265-70-6622

FAX：0265-70-6699

メール：[fukushi@town.minowa.lg.jp](mailto:fukushi@town.minowa.lg.jp)